

教職第626-2号
令和6年9月2日

各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長

退職手当申立要領の改正について（通知）

日頃、退職手当事務につきまして、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
この度退職手当申立要領を下記のとおり改正しましたので、お知らせいたします。
なお、当文書と同日付で、教職第627-2号「令和6年度末退職者に係る退職手当の事務処理について（通知）」を送付しております。年度末退職者に係る退職手当の事務処理の変更点については、そちらも御参照くださるようお願ひいたします。

記

1 施行日 令和6年8月30日

2 主な変更点

- (1) 人事管理システムの承認方法の変更（事務長承認を追加）。
- (2) 人事キャリアシステム上で事務担当者による所属の申立情報確認機能を追加。
- (3) 退職手当申立書の様式変更（再就職等状況等の内容を変更）。
- (4) 退職所得の受給に関する申告書の様式をExcel形式へ変更。
- (5) 年度末退職予定者一覧報告書の廃止（システム、ツール上で集計できるため）。

埼玉県教育局教育総務部教職員課
県費事務担当
所在地 〒330-0074
埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5
TEL 048-825-0010
FAX 048-825-0013
メール a6660-10@pref.saitama.lg.jp